

協力業者契約誓約と安全関係提出書類

株式会社 静岡西部建設 殿

年 4月 21日

工 事 業 者 名

代 表 者 名

住 所

建設許可番号

労災保険許可番号

社会保険事業主番号

(後日、納入通知書を提出)

雇用保険労働保険番号

(後日、納入通知書を提出)

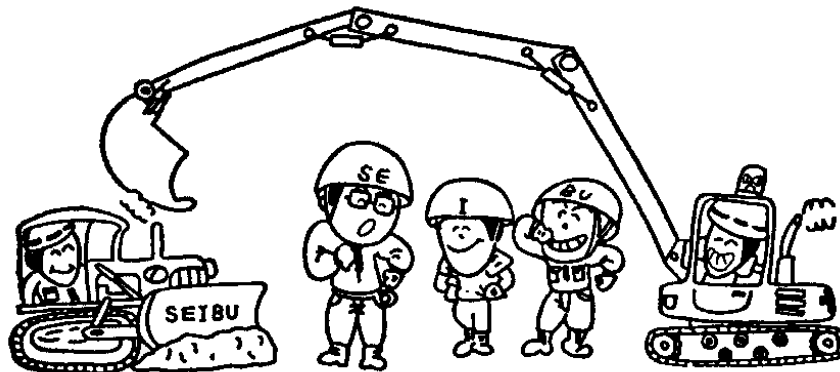
厚生年金加入番号

経営者特別加入

労 災 保 険 番 号

(株)静岡西部建設との工事トラブル防止と事故防止及び被災者救済のために各契約書、誓約書、その他の書類に捺印して提出する。

社 長	副社長	部 長	工事長	担当者



協力業者契約誓約と安全関係提出書類 チェック表

用 紙	工事発注形態	請負		労務		車輛		重機	
1	安全作業誓約書 1・2	◎		◎		◎		◎	
2	工事契約要領 1・2	◎		◎		◎		◎	
3	労務工事単価契約書	×		◎		△		△	
4	工事車輛単価契約書	×		△		◎		△	
5	重機工事単価契約書	×		△		△		◎	
6	通勤車輛許可願（保険期間要確認）	◎		◎		◎		◎	
7	通勤・工事車輛安全運転と災害対応誓約書	◎		◎		◎		◎	
8	静岡西部建設安全衛生委員会規則 1・2	◎		◎		◎		◎	
9	作業員名簿（全建）	◎		◎		◎		◎	
10	健康診断結果一覧表・告知書	◎		◎		◎		◎	
11	健康保険証写し	◎		◎		◎		◎	
12	各種免許証等写し	◎		◎		◎		◎	
13	年少者及び高齢者就労許可証	◎		◎		◎		◎	
14	高齢者 60 才以上健康診断書	◎		◎		◎		◎	
15	車検証・自賠責保険・任意保険証券写し	◎		◎		◎		◎	
16	建設業許可・労災保険等写し	◎		◎		◎		◎	
17	雇用保険・社会保険支払い通知書の写し	◎		◎		◎		◎	
18	特別労災保険の写し（加入の場合）	◎		◎		◎		◎	
19	健康保険・厚生年金の写し 加入通知書・支払通知書（領収済額通知書）	◎		◎		◎		◎	
20	雇用保険被保険者資格取得等確認通知書・支払通知書（領収済額通知書）写し	◎		◎		◎		◎	
21	一人親方労災保険特別加入者証写し	×		◎		×		×	

◎ 必ず添付 △ 必要に応じ添付 × 添付なし

※各種提出書類の金額や番号は（個人情報の観点から）塗りつぶして提出していただいて
構いません。

**※ 提出の際には、空欄にチェックをつけながら確認していただき、チェック表
と提出書類と一緒に、各担当者または本社までお送り下さい**

通勤車両許可願

協力業者名

代表者名

車輛所有車名

Ⓜ

下記により貴現場への車両乗り入れについて許可されるようお願いいたします。

運 転 責 任 者	現住所			
	氏名		生年月日	
	免許取得年月日	年 月 日	1種 免許種類 2種	大型・けん引・普通・ 大型・けん引・普通・
車 両	車種	貨物：大型・普通 バス：大型・マイクロ 乗用車 軽四輪 その他（ ）		
	車名		年式	年製
	車両番号			
車検有効期限		年 月 日 ~	年 月 日	
乗入期間		年 月 日 ~	年 月 日	
自賠責保険	加入会社名		期間	年 月 日
	保険証券 No			
任意保険	加入会社名		期間	年 月 日
	保険証券 No		保 險 金 額	対 人 対 物 免責金額 搭 乗 者 車 両
許可・不許可の区別及び不許可の理由				
(株)静岡西部建設安全協議会 会長				

(株)静岡西部建設

通勤・工事車両安全運転と災害対応誓約書

第1条 目的

この規則は円滑な業務遂行と車両の管理責任及び運転者責任を明らかにして安全運転することが出来るために取り扱いを定めたものである。

第2条 対象自動車

甲が業務とする作業場に入出りする通勤・工事車両全般。
記載内容に変更が生じた時はその都度許可の更新をすること。

第3条 会社の義務

1. 運転者に対する安全運転の教育をしなければならない。(作業場で行う朝礼時も含む)

第4条 車両所有者・使用人・運転者の義務

1. 運転管理者は車両の整備点検、清掃を常に心掛けなければならない。
2. 車検切れ・保険切れ・整備不良の車両を運転してはならない。これらを知ったときは改善するまで使用してはならない。
3. 常に安全運転に心がけ、細心の注意をし、交通違反行為をしてはならない。(特に、飲酒運転、一旦停止、信号無視、右左折注意、車間距離、重量制限、スピード制限、等は厳重に注意すること)
4. 車両の改造車を使用してはならない。
5. 届け出車両以外の車両を会社の業務に使用してはならない。
6. 通常車両を管理している運転者以外のものに運転、又は車両を貸与または、業務以外の人を同乗させてはならない。

第5条 事故処理と責任

1. 事故の発生時は被害者を救助し、直ちに会社に報告しなければならない。
2. 事故を起こした時は、運転者又は運転管理者が一切の責任を負うものとする。
3. 通常の運転者及び車両管理者が運転を代行させ又は、車両を他人に貸与または、業務以外のを同乗させ事故を起こしても、同乗者を含む損害賠償は運転者及び車両管理者が一切の責任を負うものとする。
4. 交通違反については、理由の如何を問わず甲は一切の責任を負わない、

第6条 損害賠償

1. 運転者(管理者)が事故を引き起こした事により会社に損害を与え、その損害が甲に発生したときは、甲は使用人または運転者(管理者)とその保証人に損害賠償を請求することができる。
2. 工事車両又は通勤車両には、対人(無制限)・対物(無制限)車両その他に相応の任意損害保険に加入の車両以外は作業場に立ち入り禁止措置を講ずると共に、災害発生の損害賠償は乙の責任で解決する。

年 4月 21日

住 所

会 社 名

代表者名

Ⓜ

工事契約書

株式会社 静岡西部建設 展受

年 4月 21日

貴社発注に係る工事を施工するに当たり、労働安全管理に関し、労働基準法・労働安全衛生法・その他関係法令を守り、これに基づいて定められた貴社の諸規則、職員の指導に従い、尚かつ従業員に周知徹底させ事故防止の万全を期するとともに、特に下記事項の履守する事を約束する。

(労働安全)

1. 労働関係書類は、貴社が必要とする場合いつでも提示提出すると共に、安全衛生責任者並びに、その工事に従事する者から法令で定める作業主を選任し、その氏名を貴社に提出する。
2. 作業場における共同作業での合図、安全標識等を確認し安全に努める。
3. 法令に基づき必要な有資格者は、貴社に届出をし、資格等を必要とする作業については、必ず有資格者を配置実施させる。
4. 雇入れ時・新規入社時・作業内容変更時には教育を必ず行い、作業開始前には、必ずミーティング等を行い積極的に労災防止に協力する。
5. 持ち込みの機械器具等は、安全上法令で定められているものを使用し、常に点検整備し、その結果を記録保存する。
6. 作業内容により年齢・技術・経験等を配慮し作業させる。
7. 次のような従業員は就業させない。
 - イ. 指示命令に従わず、勝手な行動をとる者。
 - ロ. 保護具の着用を忌避し、又は安全上の指示に従わない者
 - ハ. 酒気を帯びた者、もしくは風紀を乱し、または他人の迷惑を及ぼす恐れのある者。
 - ニ. 心身に欠陥があり、作業に従事することが不相当と思われる者。
 - ホ. 不法滞在者。
8. 当社は、災害保険に加入することはもちろんですが、その他の障害保険にも加入し、貴社に対し政府労災保険以外の障害等の保障は請求致しません。
9. 貴社の得意先が認めない災害について、政府労災を請求しないと共に、当社が一切の責任を負います。

(製造・構造物の権利・義務)

1. 権利・義務の譲渡及び一括下請け、一括委任の禁止、書面による承諾を得なければ契約から生ずる権利又は義務を第三者に譲渡又は承継させる事はしない。
2. 所有権の帰属工事の目的物及び現場、もしくは貴社の指定する場所に搬入した材料の所有権は、工事の進捗に従いその都度貴社に帰属する。
3. 工事完成引渡し前に、工事目的物又は工事材料について当社の責任で生じた損害は請求致しません。
4. 工事の施工について当社の使用人が、第三者に損害（交通事故含む）を及ぼした時、もしくは第三者との間に紛争を生じた時は自己の責任で負担解決する。
5. 検査及び引き渡し
検査を受け、また工事目的物の引き渡しが出来ない時は、期間内に補修又は改造の処置をし、出来ない時は貴社が代ってこれを行い、その費用を当社の請求金額から差し引く事ができる。

(工事請負・労務賃金)

1. 当社が賃金の支払いを遅延し、または恐れのある時と貴社が判断した時は、事情調査の上、当社に通知し、請求金額から直接労働者に未払賃金を支払う事ができる。
2. 立替金、前払金と工事支払金との相殺
立替金・前払金・損害賠償金その他当社に対する金銭債権を生じた時は、その弁済期の到来を待たずに当社の請求金額と相殺する事が出来る。
3. 契約解除
当社が次の各号の一つに該当した時は、直ちに本契約を解除出来る。
 - イ. 当社が本契約に違反したとき。
 - ロ. 当社が期日までに完納、完成の見込みがないと、貴社が認めた時。
 - ハ. 当社が支払い遅延・停止した時など自己の信用を失墜する行為があったと貴社が認めたとき。
4. 工事請負契約は別途契約する。

(暴力団介入の防止)

1. 施工者または資材納入業者は自己またはその使用人、親会社、子会社が暴力団員、暴力団関係業者またはその他反社会的勢力に該当しないことを誓約する。
 2. 施工者または資材納入業者が前項の内容に該当するか調査を要すると判断した時は、その調査に協力し、会社が求める資料を提出しなければならない。
 3. 前項1, 2に該当することが判明した場合または違反した場合は本契約を無条件で解約することができる。
 4. 施工業者または資材納入業者はこの契約の全部または一部を暴力団員、暴力団関係業者に委任しまたは請負わせてはならない。
- * 万一当社が、これらに違反したとき、又は責任あるときには当方において一切の責任を負い、貴社に対して迷惑をかけません。

年 4月 21日

住 所

会 社 名

代表者名

印

(株) 静岡西部建設安全衛生協議会規則

第1条 (目的)

(株) 静岡西部建設 (以下会社) の労働災害防止と作業効率の向上、及び、健康管理と福利厚生をはかる目的を持って、この規則により安全衛生協議会を儲ける。

第2条 (委員会の構成)

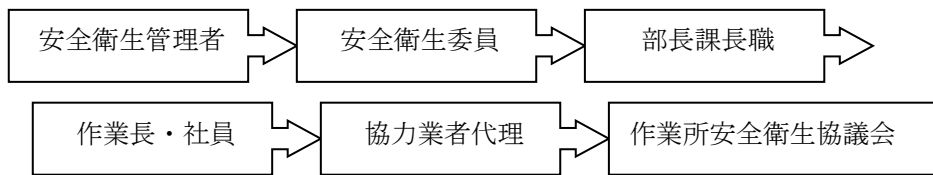
安全衛生管理委員会は、次の安全衛生委員会をもって構成する。

委員長は会社の安全衛生管理者が兼業する。

① 安全衛生委員会

委員長	1名
副委員長	1名
委員	3名
監事	1名

② 組織図



第3条 (委員の任命)

1. 委員及び監事は会社が指名する。
2. 委員長、副委員長及び監事は委員の中より互選する。

第4条 (委員会の総括)

委員会は委員長がこれを総括する。委員長不在の時は副委員長が代行する。

第5条 (委員の任期)

委員の任期は3年とし、再任を妨げない。

第6条 (事業)

- (1) 安全衛生に関する規則の作成に関する事項。
- (2) 災害防止対策に関する事項。
- (3) 災害原因の分析研究と今後の対策。
- (4) 行政及び元請が行う安全衛生教育及び安全会議に対して参加。
- (5) 安全衛生と災害防止に関する教育及び指導。
- (6) 会社が行う工事作業所のパトロール及び指導。
- (7) 先進現場・作業所その他、視察研修。
- (8) 作業所の作業内容の調整、職種間の調整、安全会議の招集。
- (9) 上乗せ労災保険及び傷害保険等の加入。
- (10) 会員の為の福利厚生事業。
- (11) 安全衛生・労働災害に特に功績あった作業場、会社、個人に対しての表彰。
- (12) その他安全衛生及び福利厚生に必要な事業。

第7条 (会議)

安全衛生委員会は、必要に応じ委員長がこれを召集する。

第8条 (会費及び徴収方法)

会費は会社の仕事をおこなうもので、しかも、支払いある者に限って徴収する。

1. 会費 外注・資材を主とするもの 当月の支払い高 (5万円以上) の 2/1000
労務を主体とするもの 当月の支払い高 (5万円以上) の 3/1000
2. 徴収方法 会社が当月の工事支払い高の中より差し引き協議会の中に入金する。

第9条 (事務局)

事務局は会社の中に置く。

第10条 (決算処理)

予算決算報告は委員会の 3 分の 2 以上の賛成を持って成立し、会員の報告要請あるときはこれに応じる。

毎年 4 月 20 日をもって決算処理し、残金を会社の会計処理の中に入れ、翌年度、会社より同額を受け取り協議会の会計の中に入れる。

この規則は一部改正の後 平成 19 年 4 月 21 日より実施する

送り出し実施報告書に必ず添付

健康診断結果一覧

会社名

健康診断時の医師の所見を記入

現在の状況を具体的に記入、60才以上は最終的には、異常無しか加療中になる

60才以上はそれだけで評価がBとなる

年 月 日

氏名	年齢	健診受診日 (年・月・日)	医師の所見	フォロー状況 (60才以上は必ず記入)	事業主の 評価(注2)	作業制限(注3)	事業主 確認欄
×× ××	61	2019.3.23	所見なし <u>所見あり</u> (要治療・要精検・ <u>要再検</u>)	再検の結果、異常なし	B	高所作業	中村
〇〇 〇〇	60	2019.3.23	所見なし・ <u>所見あり</u> (要治療・ <u>要精検</u> ・要再検)	精密検査の結果、要治療 現在加療中	B	高所作業	中村
1			所見なし・所見あり (要治療・要精検・要再検)				
2			所見なし・所見あり (要治療・要精検・要再検)				
3			所見なし・所見あり (要治療・要精検・要再検)				
4			所見なし・所見あり (要治療・要精検・要再検)				
5			所見なし・所見あり (要治療・要精検・要再検)				
6			所見なし・所見あり (要治療・要精検・要再検)				
7			所見なし・所見あり (要治療・要精検・要再検)				
8			所見なし・所見あり (要治療・要精検・要再検)				

新規入場教育時に名前と年令を確認

2021.4.21

(注1) 定期健康診断の診断項目は下記の1項目である(安衛則第44条 雇入時も同様(則第43.条))。

- ①既往症・業務歴の調査
- ②自覚症状・他覚症状の有無の検査
- ③身長・体重・視力・聴力検査
- ④胸部エックス線
- ⑤血圧測定
- ⑥貧血検査(血色素量・赤血球数)
- ⑦肝機能検査
- ⑧血中脂質検査
- ⑨血糖検査
- ⑩尿検査
- ⑪心電図検査

(注2) 配置上の制限がない場合は「A」、炎天下作業、高所作業、ピット内作業などに配置できない場合は「B」と記入する。

(注3) 「評価B」の場合、配置できない作業を記入(例：高所作業不可)する。

一次協力会社は、各人の「医師の所見、事業主の評価、作業制限」欄をチェックし、全員の確認欄にサイン又は押印する。

記入漏れが無いかもう一度確認

2023年 4月 21日

健康診断結果一覧 会社名 株式会社 静岡西部建設 (一次会社名)

	氏名	年齢	健診受診日 (年・月・日)	医師の所見	フオロー状況 (60才以上は必ず記入)	事業主の 評価(注2)	作業制限(注3)	事業主 確認欄
1				所見なし・所見あり (要治療・要精検・要再検)				
2				所見なし・所見あり (要治療・要精検・要再検)				
3				所見なし・所見あり (要治療・要精検・要再検)				
4				所見なし・所見あり (要治療・要精検・要再検)				
5				所見なし・所見あり (要治療・要精検・要再検)				
6				所見なし・所見あり (要治療・要精検・要再検)				
7				所見なし・所見あり (要治療・要精検・要再検)				
8				所見なし・所見あり (要治療・要精検・要再検)				
9				所見なし・所見あり (要治療・要精検・要再検)				
10				所見なし・所見あり (要治療・要精検・要再検)				

2023. 4. 21

- (注1) 定期健康診断の診断項目は下記の11項目である(安衛則第44条 雇入時と同様(則第43条))。
①既往症・業務歴の調査 ②自覚症状・他覚症状の有無の検査 ③身長・体重・視力・聴力検査 ④胸部エックス線
⑤血圧測定 ⑥貧血検査(血色素量・赤血球数) ⑦肝機能検査 ⑧血中脂質検査 ⑨血糖検査 ⑩尿検査 ⑪心電図検査
- (注2) 配置上の制限がない場合は「A」、炎天下作業、高所作業、ピット内作業などに配置できない場合は「B」と記入する。
- (注3) 「評価B」の場合、配置できない作業を記入(例：高所作業不可)する。
一次協力会社は、各人の「医師の所見、事業主の評価、作業制限」欄をチェックし、全員の確認欄にサイン又は押印する。

記入漏れが無いかもう一度確認

健康診断結果一覧

会社名 株式会社 静岡西部建設

(一次会社名)

氏名	年齢	健診受診日 (年・月・日)	医師の所見	フォロー状況 (60才以上は必ず記入)	事業主の 評価 (注2)	作業制限 (注3)	事業主 確認欄
1			所見なし・所見あり (要治療・要精検・要再検)				
2			所見なし・所見あり (要治療・要精検・要再検)				
3			所見なし・所見あり (要治療・要精検・要再検)				
4			所見なし・所見あり (要治療・要精検・要再検)				
5			所見なし・所見あり (要治療・要精検・要再検)				
6			所見なし・所見あり (要治療・要精検・要再検)				
7			所見なし・所見あり (要治療・要精検・要再検)				
8			所見なし・所見あり (要治療・要精検・要再検)				
9			所見なし・所見あり (要治療・要精検・要再検)				
10			所見なし・所見あり (要治療・要精検・要再検)				

2023. 4. 21

(注1) 定期健康診断の診断項目は下記の11項目である(安衛則第44条 雇入時と同様(則第43.条))。

- ①既往症・業務歴の調査 ②自覚症状・他覚症状の有無の検査 ③身長・体重・視力・聴力検査 ④胸部エックス線
⑤血圧測定 ⑥貧血検査(血色素量・赤血球数) ⑦肝機能検査 ⑧血中脂質検査 ⑨血糖検査 ⑩尿検査 ⑪心電図検査

(注2) 配置上の制限がない場合は「A」、冬天下作業、高所作業、ピット内作業などに配置できない場合は「B」と記入する。

(注3) 「評価B」の場合、配置できない作業を記入(例：高所作業不可)する。

一次協力会社は、各人の「医師の所見、事業主の評価、作業制限」欄をチェックし、全員の確認欄にサイン又は押印する。

記入漏れが無いかもう一度確認

健康診断結果一覧

会社名 株式会社 静岡西部建設

(一次会社名)

氏名	年齢	健診受診日 (年・月・日)	医師の所見	フォロー状況 (60才以上は必ず記入)	事業主の 評価 (注2)	作業制限 (注3)	事業主 確認欄
1			所見なし・所見あり (要治療・要精検・要再検)				
2			所見なし・所見あり (要治療・要精検・要再検)				
3			所見なし・所見あり (要治療・要精検・要再検)				
4			所見なし・所見あり (要治療・要精検・要再検)				
5			所見なし・所見あり (要治療・要精検・要再検)				
6			所見なし・所見あり (要治療・要精検・要再検)				
7			所見なし・所見あり (要治療・要精検・要再検)				
8			所見なし・所見あり (要治療・要精検・要再検)				
9			所見なし・所見あり (要治療・要精検・要再検)				
10			所見なし・所見あり (要治療・要精検・要再検)				

2023. 4. 21

(注1) 定期健康診断の診断項目は下記の11項目である(安衛則第44条 雇入時と同様(則第43.条))。

- ①既往症・業務歴の調査 ②自覚症状・他覚症状の有無の検査 ③身長・体重・視力・聴力検査 ④胸部エックス線
⑤血圧測定 ⑥貧血検査(血色素量・赤血球数) ⑦肝機能検査 ⑧血中脂質検査 ⑨血糖検査 ⑩尿検査 ⑪心電図検査

(注2) 配置上の制限がない場合は「A」、冬天下作業、高所作業、ピット内作業などに配置できない場合は「B」と記入する。

(注3) 「評価B」の場合、配置できない作業を記入(例：高所作業不可)する。

一次協力会社は、各人の「医師の所見、事業主の評価、作業制限」欄をチェックし、全員の確認欄にサイン又は押印する。

記入漏れが無いかもう一度確認

健康に関する告知書

貴社の係る建設現場へ入場するにあたり、過去の病歴ならびに現在の健康状態を下記のとおり告知いたします。

なお、貴社が建設現場入場に際して、この告知書により健康状態をチェックされることに関し、何ら異議申し立てを行なわないこと、および万一就労後に事実と異なる虚偽の記載が判明した場合は、再入場を拒否されても異議申し立てを行なわないことを誓約し、その虚偽記載に起因する労災事故があった場合は貴社に一切の責任がないことを了承します。

言 己

- (1) 今日までの主な既往症を記載して下さい。-----
- (2) 現在、医師の療養を受けていますか？ はい・いいえ
受けている場合 その病名及び症状
高血圧 糖尿病 不整脈 狭心症 腰痛 難聴 ムチウチ症
その他-----
- (3) 過去、1年間で通院した病名は？-----
- (4) 過去、定期健診等で異常を指摘されたことは？ ない・ある
ある場合は、その理由と結果は？-----
- (5) 過去、うつ病などの精神的な病気にかかったことは？ ない・ある
ある場合は、その時期と現在の状況は？-----
- (6) 腰痛・強度の肩こり・腱鞘炎等の症状は？ ない・ある
ある場合は、どんなことですか？-----
- (7) 最近、健康面で気にかかることは？ ない・ある
ある場合は、どんなことですか？-----

私の健康状態は、上記のとおり相違ありません。

年 月 日

株式会社 静岡西部建設
代表取締役 梅原義隆 殿

雇用主住所：-----

本人住所：-----

〃 会社名：-----

〃 氏名：-----

⑩

〃 代表者：-----

※本人欄は自署押印にてお願いします。-----

(付記) この健康に関する告知書は、建設現場入場の参考資料とする以外は、他に流用いたしません。

年少者就労届及び承諾書

令和 年 月 日

住 所
会社名 印
代表者

貴社の工事を施工するにあたり下記の者は年少者（18才未満）ですが
当社の責任において就労させますのでご報告いたします。

また、労働基準法ならびに年少者労働基準規則に則り「年少者の就業制限業務」
には就労させません。

記

就業者
名 前 印
生年月日

親権者
住 所
名 前 印
緊急連絡先

- ※ 次の書類の写しを添付します
1. 年齢証明書（保険証など）

年 月 日

年少者及び高齢者就労許可願

株式会社 静岡西部建設 作業所長 殿

施工業者名 _____ 印

1. 年少者就労許可願

下記の者、満18歳未満につき別添書類（年齢証明書及び年少者使用同意書）を、検討の上就労ご許可願います。

氏名	生年月日	現住所	緊急時連絡先

2. 高齢者就労許可願（今年度60才以上になる方すべて）

下記の者、健康診断書（写し）、年齢証明書、保険証等を添付のうえ報告致します。

本人の技術並びに健康状態等面談ご確認のうえ就労ご許可願います。

氏名	生年月日	現住所	有資格種類

株式会社 静岡西部建設

協力業者 各位

令和5年4月18日

(株)静岡西部建設 安全衛生委員会
委員長 梅原 弘行

「令和4年度 安全書類」提出依頼の件

拝啓、貴社ますますご盛栄のこととお慶び申し上げます。

日頃より(株)静岡西部建設安全衛生協議会運営にご理解を賜わり厚くお礼申し上げます。
さて、例年通り安全書類の提出をお願い致します。

この書類は、関係協力業者の安全管理及び労務管理の把握を目的としたものです。
協力業者各位に於かれましては、御社の安全管理体制の充実をはかることは
もちろんのこと、弊社の安全衛生管理向上にご協力をお願い致します。

当社HPより書類をダウンロードして作成をお願いします。

ダウンロードができない環境下の業者様は、お手数ですがご連絡ください。

後日印刷した書類をお送り致します。

敬具

近年、元請業者との安全書類提出がWEB上での提出となっており、協力業者さまの情報についても、免許・資格者証など鮮明に確認できることが求められております。
資格者証は、資格名・名前・交付日が一目で確認できるように、カラーコピーや裏面も忘れずに添付していただく事などご協力をお願いします。

1. 添付書類についてはチェック表を参照してください
2. 社会保険については< 別紙1 > を参照してください
3. 例年、車検証や保険期間切れの書類が多くみられます。
提出前に今一度ご確認をお願いします。また、期間更新の際はお手数ですが差し替え分のコピーを再度ご提出お願い致します。
4. 個人情報の取り扱い
提出書類に記載されている個人情報、作業所に労務管理、安全衛生管理の為に使用する目的以外他のことには一切使用しません

社会保険等加入状況確認の提出書類例

保険名等	提出書類
健康保険・厚生年金保険	<ul style="list-style-type: none">・直近月の領収証書の写し・社会保険料納入証明書又は納入確認書の写し・直近の資格取得確認および標準報酬決定通知書の写し
雇用保険	<ul style="list-style-type: none">・直近の労働保険 概算・確定保険料申告書（控）及び保険料の納入に係る領収済通知書の写し・労働保険料納付証明書の写し
上記に掲げる各保険において、一部又は全部で加入義務がない場合	<ul style="list-style-type: none">・別紙 4 「社会保険等の適用除外に関する届出書」

注 1 上記提出書類例のほか、社会保険等の加入状況が確認できる書類の写しであれば可とします。

注 2 社会保険等の適用除外に該当するかどうかは、就業形態等により異なる場合がありますので、詳細は健康保険及び厚生年金保険については管轄の年金事務所、雇用保険については管轄の公共職業安定所（ハローワーク）にご確認ください。

注 3 提出書類に個人情報に記載されている場合には、黒く塗りつぶしてから写しを取るなど、判読できないように処理した上で提出してください。